

府中市障害者計画・府中市障害福祉計画・ 府中市障害児福祉計画策定のための調査 障害者福祉団体調査についてのお願い

皆さまには日ごろから市政発展のため、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

府中市では、皆さまのご意見やご要望を幅広くお聴きし、令和3年3月に策定を予定しております「府中市障害者計画・府中市障害福祉計画・府中市障害児福祉計画」の基礎資料とするために、調査を実施します。

この調査は、府中市の障害福祉団体にご意見やご要望をおうかがいするものです。

ご回答いただきました内容は、「府中市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正に取り扱い、調査目的以外に使用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和元年10月 府中市

記入についてのお願い

1. 濃い鉛筆又は黒のボールペンで記入してください。
2. お答えをいただく際は、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。
の場合は回答内容等を記入してください。
3. ○の数は、それぞれの質問の指示に従ってください。
4. 「その他」に○印をつけられた方は、[]内に具体的な答えを記入してください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要です。）に入れ、

11月11日（月）までにご返送ください。

調査についてご質問等がありましたら、次までお問い合わせください。

【問合せ先】

府中市福祉保健部障害者福祉課 TEL 042-335-4545

お知らせ

この調査の結果については、令和2年4月頃に府中市のホームページで公開する他、調査報告書を府中市役所障害者福祉課窓口等に設置いたします。ぜひ、ご覧ください。

府中市障害者計画・府中市障害福祉計画・府中市障害児福祉計画 までのスケジュール

府中市障害者計画^{※1}・府中市障害福祉計画^{※2}・府中市障害児福祉計画^{※3}は、この調査結果等を基礎資料とし、市民、学識経験者、障害者福祉団体等から構成された「府中市障害者計画推進協議会」で検討を進めながら策定します。

- ※1：障害者のための施策全般に関する基本的な考え方や方向性を定める6年間の計画
- ※2：障害福祉サービスの必要な量の見込み、その確保策等に関する3年間の実施計画
- ※3：障害児福祉サービスの必要な量の見込み、その確保策等に関する3年間の実施計画

令和2年3月	この調査も含めた調査報告書を取りまとめます。
令和2年4月頃	調査報告書を府中市のホームページで公開するとともに、各関係機関に設置します。
令和2年秋頃	計画についてパブリックコメントを実施します。 ここでいただいたご意見をもとに計画を再調整します。
令和3年3月	第5期府中市障害者計画・府中市障害福祉計画(第6期)・府中市障害児福祉計画(第2期)を策定します。

なお、現計画（第4期府中市障害者計画・府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期））は、前回の皆様にご回答いただいたアンケートを基礎資料として策定し、府中市役所障害者福祉課窓口や中央図書館等にてご覧いただけます。

また、以下の府中市のホームページ (<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>) でもご覧いただけます。

◆府中市障害者計画

[府中市ホームページトップページ](#) ⇒ [行政情報](#) ⇒ [施策・計画](#) ⇒ [健康福祉分野](#)
⇒ [府中市福祉計画](#) ⇒ [障害者計画・障害福祉計画（第4期）](#)

◆府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）

[府中市ホームページトップページ](#) ⇒ [行政情報](#) ⇒ [施策・計画](#) ⇒ [健康福祉分野](#)
⇒ [府中市障害福祉計画・障害児福祉計画](#)

貴団体についておたずねします

問1 貴団体の名称、連絡先等についておたずねします。

団体名		
代表者氏名		
事務所等住所		〒183- 府中市
連絡先	TEL	
	FAX	
	Email	
ホームページ URL		

問2 貴団体の令和元年9月1日時点の会員数、運営に携わっている人数を記入してください。

(N=8)

会員数 人

運営に携わっている人数 人

問3 貴団体の活動拠点は決まっていますか。(1つに〇)

(N=8)

- | | | |
|------------|---------------|-------|
| 1. 決まっている | →問3-1にお答えください | 87.5% |
| 2. 決まっていない | →問4へ進む | 12.5% |
| 無回答 | | 0.0% |

問3-1 問3で「1. 決まっている」と答えた方におたずねします。
活動拠点はどこですか。具体的にお書きください。

問4 貴団体の運営にかかる経費の収入源は何ですか。次の項目の中から、収入が多いものから順に、 へ番号を記入してください。
(それぞれ番号を1つ記入)

(N=8)

最も収入が多いもの	
2番目に収入が多いもの	
3番目に収入が多いもの	

	最も多いもの	2番目	3番目
1. 市からの補助金	12.5%	62.5%	0.0%
2. 市以外からの補助金〔具体的に： <input type="text"/> 〕	0.0%	0.0%	25.0%
3. 寄付金	12.5%	0.0%	12.5%
4. 会員からの会費	75.0%	12.5%	12.5%
5. 事業収入〔具体的に： <input type="text"/> 〕	0.0%	0.0%	12.5%
6. その他〔具体的に： <input type="text"/> 〕	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	25.0%	37.5%

問5 貴団体の活動に関わる現在の会員の充足状況についておたずねします。

(1) 現在の会員数は活動を進めるうえで足りていますか。(1つに〇)

(N=8)

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 活動を進めるうえで十分な人数がいる | 0.0% |
| 2. 活動を進めるうえでは問題ないが、やや不足している | 62.5% |
| 3. 会員が不足し、活動に支障が出ている | 37.5% |
| 4. 会員が不足し、活動を継続するか検討している | 0.0% |
| 無回答 | 0.0% |

(2) 今後の会員数の充実について、どのように考えていますか。(1つに〇)

(N=8)

- | | | |
|-----------------|----------------|-------|
| 1. 積極的に増やしていきたい | } 問5-1にお答えください | 25.0% |
| 2. 増やしていきたい | | 50.0% |
| 3. 現状を維持していきたい | } 問6へ進む | 25.0% |
| 4. 特に考えていない | | 0.0% |
| 無回答 | | 0.0% |

問5-1 問5で「1」または「2」と回答された方におたずねします。

貴団体では、会員を増やすために何か取り組みを行っていますか。

(n=6)

(1つに〇)

- | | | |
|-----------|---------------|--------|
| 1. 行っている | →問5-2にお答えください | 100.0% |
| 2. 行っていない | →問6へ進む | 0.0% |
| 無回答 | | 0.0% |

問5-2 問5-1で「1. 行っている」と回答された方におたずねします。
貴団体では、どのような取り組みを行っていますか。

問6 活動するうえで困っていることはありますか。(いくつでも○)

(N=8)

1. 事業の企画	25.0%
2. 運営方法	0.0%
3. 活動場所の確保	37.5%
4. 会員の意識	25.0%
5. 後継者問題	87.5%
6. 社会の認識	37.5%
7. ネットワークづくり	12.5%
8. 行政支援	0.0%
9. 財政的支援	50.0%
10. 人的支援	37.5%
11. その他〔具体的に： 〕	12.5%
12. 特にない	0.0%
無回答	0.0%

貴団体の相談支援体制についておたずねします

問7 貴団体では、障害者福祉に関する市の相談体制についてどのようなことを望んでおられますか。

災害時の支援についておたずねします

問8 震災等の災害時に、障害等のある人々が安心して過ごせるために、どのような支援が必要だとお考えですか。避難所の問題、救出方法の問題等、どのようなことでもけっこうですのでご記入ください。

制度の谷間にある方への支援についておたずねします

問9 現状では、障害等のあるすべての人が必要なサービスを受けられる制度となっていません。障害者福祉制度の谷間にある方々に対する支援としてどのようなことが必要とお考えですか。

地域共生社会づくりに向けた協力意向についておたずねします

- 問 10 平成28年度に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」にて、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。
地域共生社会の実現に向けて、府中市民にもっと意識を持ってもらうようにするには、貴団体としてどのようなことができますか。

- 問 11 地域共生社会の実現に向けて、府中市民に意識を持ってもらう取り組みのほかに、団体として何か協力できることはありますか。

障害福祉施策についておたずねします

- 問 12 平成28年度4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国・地方公共団体等は「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」が法的に義務付けられています。なお、「合理的配慮の提供」については、平成30年10月施行の東京都条例下において民間事業者も義務化されました。
貴団体は障害等のある人への合理的配慮として、特に必要だと思うことは何ですか。また、合理的配慮の好事例がございましたら、合わせてお書きください。

- 問 13 府中市では、府中市福祉のまちづくり計画や障害者計画等に基づいて、市内におけるバリアフリー施策を推進しています。
貴団体は府中市のバリアフリー施策に関して、どのようなことを期待しますか。

- 問 14 府中市の障害等のある人の施策に関して、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

——— ご協力ありがとうございました ———